

## 年金記録確認第三者委員会が スタートしました

確かに納付したにもかかわらず、年金記録や領収書などのない方々のために、ご本人の立場に立って、公正に判断する仕組み「年金記録第三者委員会」がスタートしました。

### 第三者委員会への申込み手順

第三者委員会への申込みに当たりましては、まず、社会保険事務所でご自身の年金記録の確認が必要です。その上で、確認結果（社会保険事務所からの回答）にご異議のある場合に、第三者委員会への申込みをしていただきます。この申込みは平成19年7月17日から、社会保険事務所ですべて受け付けています。



#### ①年金記録の確認依頼

まず、社会保険事務所において、年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険証等をご用意の上、ご自身の年金記録をご確認ください。

#### ②回答

社会保険庁から年金記録の確認結果（回答）をお受け取りください。ただし、回答までには、関係書類の確認等に一定の時間が必要です。

#### ③第三者委員会への申込み

社会保険庁から「記録不存在」との回答があり、ご本人も振込通知書や領収書をお持ちでない方で、確認結果（②の回答）にご異議のある場合は、社会保険事務所を通して第三者委員会に審査を申し込むことができます。申込みにあたっては、給料明細書・家計簿の写し等可能な限り保険料納付に関する状況が記載された資料のご提出をお願いします。

#### ④転送

社会保険事務所から第三者委員会へ申込書及び関連資料が送付されます。

#### ⑤審議・結論・通知

第三者委員会において審議された結果年金記録の訂正が必要と判断された場合、その判断結果を踏まえ、総務大臣が社会保険庁長官に対しあつせんします。結論が出ましたら、速やかに、ご本人に結果をご報告します。

#### ⑥記録の訂正↓年金額に反映

社会保険庁長官は、あつせんを尊重して年金記録訂正を行います。その結果、ご本人の年金額に反映されます。



### 年金時効特例法の施行について

今までは年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年分の年金に限ってお支払いしていました。

これからは年金時効特例法の成立により、これまで時効で支払われなかった分もさかのぼって支払われます。

#### 手続の必要な方

すでに記録の訂正が行われている方で、過去に記録もれが分かっていても時効のため本来の受給額がもらえなかった方が対象です。

※該当する方が亡くなられている場合には、そのご遺族の方が手続をすることができません。

手続の際には「年金証書」、「振込通知書」など年金番号、年金コードが確認できるものをお持ちください。

詳しくは

☎ 社会保険事務所

☎ 9333-3437・3438

年金ダイヤル

☎ 0570-0511165

までお願いします。

平日 午前8時30分～

午後5時15分まで

うるま市年金課

☎ 973-5498